

AEO 輸出者、AEO 輸入者又は AEO 通関業者が行う、 加工又は組立てのため輸出入される貨物に係る輸出入申告時の手続の簡素化について

令和 7 年 7 月
財務省・税関

加工又は組立てのため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から 1 年（税関長の承認を受けたときは、1 年を超える税関長が指定する期間）以内に輸入される貨物については、所定の手続を経ることにより関税が軽減されます。

令和 7 年 7 月 1 日より、AEO 輸出者又は AEO 通関業者が行う輸出申告について、その手続を簡素化の対象とすることとしました。これにより、既に実施されている AEO 輸入者又は AEO 通関業者が行う輸入申告手続の簡素化と併せることで、輸出から再輸入の一連の流れを NACCS 上で完結することが可能となります。

● 改正概要（関税暫定措置法基本通達 8-9）

- 対象となる貨物 AEO 輸出者又は AEO 通関業者が行う輸出申告に係る貨物
- 簡素化の内容（詳細については、下記「AEO 輸出者、AEO 輸入者又は AEO 通関業者に対する簡素な手続の内容」及び「別紙」を参照）
 - 「加工・組立輸出貨物確認申告書」（P-7700）（以下「確認申告書」）について、交付用の作成・提出が不要になります。
 - 「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」（以下「契約書等」）について、返付用の作成・提出が不要になります。
- 適用開始日 令和 7 年 7 月 1 日（下記「AEO 輸出者、AEO 輸入者又は AEO 通関業者に対する簡素な手続の内容」に記載の輸入時の取扱いについては、実施済み。）
※不明な点については、各税関の減免税担当までお問い合わせください。

● 減税制度の概要

1. 対象となる貨物（関税暫定措置法第 8 条、同法施行令第 22 条、同令第 23 条、同法基本通達 8-1、2）

➢ 加工又は組立てのため輸出された貨物

（参考）加工・組立てとは

加工とは、一般に、貨物にある工作を加えることにより、当該貨物の価値を増加しようとする行為のうち、組立て以外の行為

組立てとは、2 個以上の部品を装入、取付、接合などによって 1 個の製品とする行為（接着、縫合などでの取付及び包装を含む）

2. 減税手続に必要な書類（輸出時）（関税暫定措置法施行令第 22 条、同法基本通達 8-4）

（1）確認申告書（P-7700）：2 通（原本、交付用）※生地規格書等を含む。

（参考）同一性の確認を行うための資料について、生地規格書等で必要な事項を確認することができれば、当該事項についての確認申告書への記載は省略することができ、必ずしも生地見本の提出は必要ありません（輸出時に生地見本を提出していなかった場合に、再輸入時に提出を求めるはありません。）。生地、革及び製品だけでなく、副資材（例：ファスナー、ショルダーパット等）に関しても、再輸入時の税関審査において同一性の確認を行うために参考となる資料があるときは、確認申告書を補完するものとして提出することができます。

なお、再輸入時の税関審査において同一性の確認ができないと判断されるときは、書面での追加資料の提出をお願いする場合があります。（参考資料：[生地見本等の原則省略化に係る Q & A、加工再輸入減税制度マニュアル](#)）

（2）「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」（以下「契約書等」）：2 通（提出用、返付用）

3. 減税手続に必要な書類（輸入時） （関税暫定措置法施行令第23条、同法基本通達8-5）

- （1）輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書
- （2）「附属書」（P-7710）：2通（原本、交付用）
- （3）確認申告書（交付用）※生地規格書等を含む
- （4）契約書等
- （5）「加工・修繕・組立製品減免税明細書」（T-1060）：1通
- （6）加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類及び未裁断の革から製品を製造するために必要な革の面積を記載した書類（革製品等の場合）
- （7）加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類及びマスターパターンのマーキング仕様書又はこれに代わる書類、写真等（繊維製品等の場合）
- （8）個別評価申告書（必要な場合）

●AEO輸出者、AEO輸入者又はAEO通関業者に対する簡素な手続の内容 （関税暫定措置法基本通達8-9、13）

➤ **輸出時**：上記2（1）の「原本」及び「交付用」のうち、「交付用」について、輸出申告時にその作成・提出が不要となります^{（注1、2）}。

上記2（2）の「提出用」及び「返付用」のうち、「返付用」について、輸出申告時にその作成・提出が不要となります^{（注1、3）}。

➤ **輸入時**：上記3（1）及び（4）について、輸入申告時にこれらの写しを提出することが可能です。

上記3（2）について、輸入申告時の作成・提出が不要となります。

上記3（3）について、輸入申告時にその提示が不要となります。

上記3（6）及び（7）について、輸入申告時にその提出が不要となります。

上記3（8）について、輸出原材料の価格、往路の運賃及び保険料等を記載した一覧表（管理表）の添付で代えることが可能です。

（注1）輸出時における簡素な手続は、以後の輸出入申告において、下記注2及び3に記載のある確認申告書（交付用）や契約書等（提出用）の提示又は提出が見込まれる場合を除き、適用を受けることができます。

（注2）1契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告を行う際に簡素な手続の適用を受けない場合や、輸入時において簡素な手続の適用を受けない場合には、上記2（1）の確認申告書（交付用）を提示する必要があります。

（注3）1契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告を行う際に簡素な手続の適用を受けない場合には、上記2（2）の契約書等（返付用）を提示することでその提出に代えることが可能です。一方、輸入時において簡素な手続の適用を受けない場合には、上記2（2）の契約書等（返付用）を提出する必要があります。

（注4）当該簡素な手続の利用に当たっては、輸出入者は確認申告書、契約書等又はそれらに相当する書類を適切に管理する必要があります。

AEO事業者の輸出入申告に係る貨物についての手続簡素化一覧表

【減税手続に必要な書類（輸出時）】

書類名	提出等について
確認申告書	提出（原本、 交付用 ） ※生地規格書等
契約書等	提出（提出用、 返付用 ）

- 生地規格書等の提出は必須ではありませんが、これにより、同一性の確認に必要な事項を確認することができる場合、当該事項についての確認申告書への記載を省略することができます。
- 生地見本は原則省略化していますので、生地見本の提出は不要です。

【減税手続に必要な書類（輸入時）】

書類名	提出等について
輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書	提出（原本）
「附属書」（P-7710）	提出（原本、 交付用 ）
確認申告書（交付用）※生地規格書等を含む	提示
契約書等	提出（原本）
「加工・修繕・組立製品減免税明細書」（T-1060）	提出
加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類及び未裁断の革から製品を製造するために必要な革の面積を記載した書類（革製品等の場合）	提出
加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類及びマスターパターンのマーキング仕様書又はこれに代わる書類、写真等（繊維製品等の場合）	提出
個別評価申告書（必要な場合）	提出

- …作成、提出、提示を省略することができるもの。
- …原本に代えてその写しの提出をすることができるもの。
- …輸出原材料の価格、往路の運賃及び保険料等を記載した一覧表（管理表）をもって「課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類その他当該書類その他当該基礎に係る事実関係を証明できる書類」が添付されたものと認める。

輸出申告及び輸入申告の両方を**AEO事業者**により行うことで、税関から交付、返付される書類がなくなり、NACCS上で**一貫したデジタル手続**を行うことができます。

※条件を満たし簡素化の適用を受ける必要があります。